

参議院社会労働委員会会議録第六号

昭和三十五年二月十八日(木曜日)午前
十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

勝俣 稔君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
秋山 長造君
片岡 文重君
小柳 勇君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君
渡邊 良夫君

国務大臣

厚生大臣 渡邊 良夫君
公正取引委員会委員長 佐藤 基君
公正取引委員会事務局長 坂根 哲夫君
厚生大臣官房長 森本 潔君
厚生大臣官房会計課長 熊崎 正夫君
厚生省公衆衛生局長 尾村 伸久君
厚生省医務局長 川上 六馬君
厚生省薬務局長 高田 浩運君
厚生省社会局長 高田 正巳君
厚生省児童局長 大山 正君
厚生省保険局長 太宰 博邦君
厚生省年金局長 小山進次郎君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

厚生省公衆衛生 聖成 稔君
局環境衛生課長

本日の会議に付した案件

○社会保障制度に関する調査
(昭和三十五年度厚生省関係予算に
関する件)

○委員長(加藤武徳君) ただいまから
会議を開きます。

社会保障制度に関する調査の一環と
いたしまして、昭和三十五年度厚生省
関係予算に関する件を議題といたしま
す。質疑のある向きは、逐次御発
言をお願いいたします。

○高野一夫君 私は、先般医薬品の乱
売問題等を中心としたしまして審議を
して、各委員から非常に強い御発言
がありましたので、その後の経過を政
府委員から承り、かつ公正取引委員
長にきょうおいで願っているものであ
りますから、質疑をした上で、最後に大臣
にたのびましたのであります。今
予算委員会の御都合もあるようであり
ますから、最初に大臣の御決意とい
いますか、御見解だけ一応伺って、あと
政府委員に対する質疑に移りたいと思
います。順序は逆になるのであります
が、やむを得ないと思います。

そこで、来年度昭和三十五年度の厚
生省の予算の中には、厚生省所管の中
小企業者の育成指導ということについ
ても、多少の予算が確保できているは
ずであります。そこで、現在各地に商
工組合が結成されつつある。これは厚
生大臣と通産大臣の御所管であるはず
であります。このようにあるわけ
で、かたがた独断の行ないもあるわけ
であります。最近世の中を騒がして
いる池袋を中心としたしまして、全国
各地の医薬品の乱売、無統制なる状
態、しかも厚生省が検査された結果は
多くの不良薬品が案の定出て参った。
このようにあるわけですから、きわめ
て速急にこの経済安定をはかり、かつ
医薬品の品質の確保に対して、使用者
にも安心感を与える方法を講じなけれ
ばならぬ。このように思われるわけ
が、もう詳しいことは申し上げぬでも
大臣がよく御承知のことである。さ
うで、一応これらの問題についてどう
いうお考えをお持ちであるか、厚生大
臣の御見解を承っておきたい。

○委員長(加藤武徳君) 御答弁願う前
に、政府側の出席者を御報告をいたし
ます。厚生省からは渡邊厚生大臣、
尾村公衆衛生局長、川上医務局長、高
田薬務局長、熊崎会計課長が出席
をされております。公正取引委員会
からは佐藤公正取引委員長、坂根公取事務
局長が出席をいたしております。

○国務大臣(渡邊良夫君) このたびの
池袋の問題を契機といたしまして、ま
ことに私どももいたしましては、これ
は遺憾に考えるわけでございます。従
いまして、今後薬品の品質確保のため
の厳重なる薬事監視を強化いたしまし
て、そうして、メーカー、卸、小売の
三者協議会の促進によりまして、配給
秩序の確立に努力いたしますと同時に
に、中小企業団体法等ともならみ合
わせて、できるだけ薬の価格の安定
を期したいと、かように考えておりま
す。

○高野一夫君 現在、中小企業団体組
織法による商工組合の結成、厚生省所
管の、これもすでに委員会に申請中の
ものが相当あると考えておりますが、
これに対する育成の問題、今お話がご
ざいまして、同時にもう一つ私お願
いしたいことは、小売商業調整特別措
置法、この中にメーカーが直接小売業
をやる場合の小売業者との間の紛争、
それから卸売業者が直接小売業をや
つて正規の小売業者との間に起る経済
紛争、スーパー・マーケットのごとき
中小企業者以外のものが小売業をや
つて小売業者との間に起る経済紛争、
これには知事が紛争の調

はつきりしていないようですが、これ一つはつきり承りたい。

○国務大臣(渡邊良夫君) 災害救助に對します災害基本法、これは昨日の予算委員会でも總理も御答弁しておられましたが、できるだけ關係各省と協議の上、すみやかに事務的に、この取り計らいについて進めていく、かように私も存じておるような次第でございます。

○藤田藤太郎君 そこで災害救助法——今度基本法を作っていたが、前の問題として、たとえば東海地方に起きたああいう長期冠水というような形の災害に對して、相当な期間救助法が発動されていたことは事実でございます。しかし、たとえば災害救助法に入らないような資料の調達、設備の建設、それからそれに關連した倉庫の問題であるとか、いろいろの特別調達をした物資があるのです。そういうものに對して救助法にかからないから、やむを得ず救助關係としてやっていたいろいろの投入資料の補償というものが、一切救助法に關係がないといつて見放されているというのが、特に名古屋、愛知県において多いわけでございます。こういうものはどういう工合にして見られていくかとされておるのか、これは特別な措置ですから、それをまず承りたいと思います。

○国務大臣(渡邊良夫君) これは各地區の実情に應じて、府県と相談をいたしまして、適宜の措置を講じせしめたい、かように考えております。

○藤田藤太郎君 私はきのうそのお話を承ったのですが、その中では、たとえば避難所の付属設備の問題、ヘリポートの問題、水上倉庫とか船着場の

設備、噴霧器、トランジスター・ラジオ、こういうおまな点があげられてきているわけですね。こういうのを県で調達せざるを得なかった、庁費の中から、こういうものは一切見ないというわけですね、あの救助法では、そうすると、緊急救助が解消すれば、そうと

特別交付税で見ても、何かで見てもらわないと、基本的な災害復旧とばならぬわけですが、それに、この救助法というものが予想されてない長期冠水等から起きてきたという点について、私は何か援助、めんどうを見てもらわないと、県、市としては非常に困る、何とかしてもらえないかという非常な強い陳情があるわけですね。私も基本法を作らなければいけません、今までは予想しなかったような、ああいう災害が起きた、こういうことも予想をして、あらゆる点で基本法をお作りになると思うのですが、その前に起きた問題をとして、これを大臣はどういう処置を講じられるか、御所見を承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡邊良夫君) 災害救助法の対象になる種類といたしましては、御承知の通り、十一種類ということになっております。しかし、災害救助法でできるだけ行政措置をもつて、弾力性を持たせるような考え方も昨日の予算委員会では私は答弁しておるのでございますが、しかし、このたびの、ただいま御指摘になられたような種類につきましては、このたびはやはり災害地の

特別な激しいところに対しましては、特別に交付税という措置を講じ、四十億も計上しているわけでございます。それから、やはり地方の実情に應じて、知事の行政措置によつて適宜な処置が講ぜられるのじやなからうか、かように考えておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 いや、私は知事から陳情を受けているわけで、こういうやはり資料投入ですか、救助に對する問題として、四十二億の特別交付税のお話は、それによつて災害対策としての問題の補助的な役割をする、こういうことはこの小委員会でも論議をしたわけですね。ですから、そういう配慮がされておるといふことは、二、三の点で、大臣の努力については私もお聞きいたしました。しかし、こういう点について、直接災害を救助する、また、災害対策を立てるといふものの、外を取り巻くいろいろなものをこしらえなければならぬものもなかった、これがやはり特別交付税には入らない問題ですね。だから困っている、こういうことなんです。だから、その点は特別の御配慮をお願いしたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(渡邊良夫君) 災害救助法の対象にもならない、交付税の対象にもならない、こういう問題につきましては、やはり相当私たちは誠意をもつて、どういふ措置を施すかということにつきましまして、予算措置等につきましましての考え方をあらためて検討いたしてみたいとかように考えております。

○藤田藤太郎君 至急に一つ、これはだんだんと緊急な処置が講ぜられて、災害救助法の概念からくる問題は漸次終わりつつあるのですから、跡始末の

面で、至急に結論を出していただきたい。大体いつ時分になったら御勘案願えますかね。それも念のためにお聞きしておきたいと思ひますが。

○国務大臣(渡邊良夫君) いつ時分というところ、あれですが、財政當局、いわゆる大蔵省とも話し合ふなければならぬことでございますので、災害期が到来するところの、六、七月前に、そういう問題を基本法などともならみ合わせ

それから次は、救助法の問題、基本法の問題に入るわけですが、これは今大臣がおっしゃられて、できるだけ努力をやっていただけたことですから、きょうは追及いたしません。ただ問題としてあげておきたいことは、厚生省も考へておきたいこと、思ふのですけれども、たとえば給食費の問題であるとか、一時仮設住宅においても問題が、あれではというよりな問題がある。たとえば長期冠水をした、これは今までなかったのですが、そういうような問題なんかもやっぱり構想の中に入れていかなければならぬ問題である。やはりいろいろ意見を聞いてみると、ある程度の法律を作つて権限を地方自治体に大幅に委譲したかどうかという意見も出てきておるわけでございます。そういう問題をあげると非常にたくさんあるのですけれども、私はいづれ御検討された上でお聞きをして、そうして、まあその中に私たちの意見をぜひ取り入れていただくとようにしたいと思ふのですけれども、きょうは、基本法の問題はそういうたくさんある問題がある、非常に広い分野からできるだけ災害基本法にあらゆる問題を取り入れていただかなければならぬと思ふので、それだけお願いしておきたいと思ふ。

○片岡文重君 時間がありませんから、きわめて簡単に、きょう具体的に御返事ができなければあつてもけっこうですが、ついせんだつて、東京都内で女の子が誘拐されて間もなく見つかったようですけれども、その一日か二日の間に花冠りをさせられて、何か一晩か何かで三百円か四百円もつけさせた、こういう事件が起つてゐるのです。誘拐した方も十二、三であつた

と思ふのです。こういう子供が簡単に花冠りをさせられる仕組みに今日の社会はなつておるわけですか。で、この仲間とはやはり低所得者層に対する適切な措置がとられておらないというところ、子供の要するに児童憲章に定められておる精神というものが根本から守られておらないということ、厚生大臣としては、あの事件は私は軽々に見のがすべき事件ではないと思ふのですが、今後こういう問題について、こういう問題というのは誘拐とか何とかといふことではなくて、それもあるん肝心ですが、厚生大臣としては、それよりもいいたいかな子供が夜おそく花冠りなどが簡単にでき、しかもそれが放置され、しかもこれが低所得者の主要な生活資源となつておる、こういうことに對して、厚生大臣としては一日も早くこれを根絶するやうなことをやつぱり考へなければいかぬと思ふ。今までお考へになつたことがあるのかどうか。今後これに對してどういう措置をとるとお考へになつておられるか。きょうもし具体的な答弁ができればこの次でもけっこうですが、御所感を一つ伺つておきたいと思ふ。

○國務大臣(渡邊良夫君) 社会問題として大きなゆゆしい問題と、かやうに考へておられます。これは文部省関係もあり、私どもの児童局の関係もあり、かつ、あるいは労働省の労働基準関係の問題もあり、あるいは自治庁に、公安委員会におきますところの、要するに風俗治安の問題もあり、これは関係各省とできるだけ協議をいたしまして、この夜の町にはならんいたしておりますところのあゝ花冠り娘とい

い、こういう問題のみならず、広く現在要するに生活のかてにされておるこの幼少児童に對しますところの対策は根本的に検討いたしてみたいと、かやうに考へておられます。

○片岡文重君 きょうは具体的な例は御返事ができないようですが、他の官庁とも緊密な連絡をとつて、根絶の対策を立てられるといふことはもちろん早急にやつていただかなければならぬことですが、これはたとへば花冠り対策を一つ見てもなかなか今日十分とは言えないやうです。こういう社会問題をきょう一朝一夕に根絶するといふことはきわめて困難には違ひないが、少なくとも厚生大臣としては、その所管内における問題だけでもやはり根絶をするやうな真剣な努力は必要だと思ふ。特にその対象となつてゐるのは、未就学児童あるいは低学年の者が多いのですから、これに對して一つ大臣は、真剣に一つ力を入れて、こういう花冠り娘などというものが日本の夜の歓楽街から姿を消すやうな方途を私は考へべきだと思ふのです。ぜひ一つ早急に、具体的な施策を立てられるやうに要望しておきたいと思ふ。

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記を落として。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こして下さい。

それでは先ほどに引き続いて質疑を行ないます。

○高野一夫君 私は、公取関係の質疑を始める前に、一週間の当委員会において論議の主要題目になつた池袋の問題について、その後の経過、厚生省がどういふ措置をとられて現在どうい

う現状にあるかという点について、高田事務局長から一応の説明を伺つておきたいと思ふ。

○政府委員(高田浩運君) さる十一日当委員会におきましてこの問題を取り上げになりましたその日の午後、東京都の薬務部長のところに両店の代表者、すなわち三共の方の代表者と、それから三協總本店の方の代表者を招きまして、まず第一にその節申し上げました誇大な広告方法等の取り扱いにつきまして当局の意思を伝えましたところ、双方自肅をする旨の誓約書を取りつきました。その後この宣伝方法にたけれども、結局におきましてチラシでありますとか、あるいはサウンドイッチマンでありますとか、あるいは店頭での広告でありますとか、あるいはビラでありますとか、あるいはアドバルーンでありますとか、そういうものについては大体申し入れの趣旨を了として両者とも自肅をしてゐる、そういうふうに承知いたしました。なお、その節三共、すなわちミト

したところで始めらぬ。だけれども私は、もう少し突っ込んで質問しなければならぬのでありまして、この公正取引委員会の仕事というものは、いわゆる独占禁止法ということだけでなく、取引の公正を期するということも大きな一つの目的となっている。それが今、私が申し上げた二条七項のごときは、私がお調べになっていないということ、私はちょっとおかしいと思う。どうなんですか。全然材料お持ちじゃございませんか。

○政府委員(坂根哲夫君) お答えいたしますが、ただいまの先生のお示しになりました広告のごときは、私ももちろん入手いたしましたして、一応調査をいたしております。そこで佐藤委員長から申し上げましたように、これについてしばらく事態を監視するという事で、そこで公正取引委員会の持っている権能で、今特に権能を用いて調査に乗り出してはおりませんから、あるいは多少御不満の点が出たかと思っております。

○高野一夫君 これはもう数年来起こっている問題でありまして、油袋の問題については最近起こったのだが、こういうような日々の経済状況についてしばらく事態を監視する、こういうようなゆるやかな考え方が許されるかどうか、あまりに考え方がのんびりしておるのではないかと思います。どうですか坂根さん。

○政府委員(坂根哲夫君) あるいはそれは仰せのごとくおのびりしておるかもしれません。私たちが過去において独占問題について独断法で取り上げたケースは、先生のおっしゃいました方向とあるいは逆になるかもしれません。大阪の場合においては、ある小売商の連合会がそのアウト・サイダーである店が安売りをしたということで、その連合会が御覧ないしはメーカーに圧力をかけて、その乱売している店に品物を出さな、こういうことを言ったという事で、その出すなという行為が独断法に触れるというので審査いたしました。その審査してある途中でその乱売をしておる店と、それからメーカー、それから小売商の連合会との話し合いがついたという事で不問にいたしました。あるいは協同組合の連合会であるけれども、その小売商の協同組合がやはり過当競争に耐えかねて、といいますが、いろいろなことでございまして、距離の制限をしたという事、加入についての自由を認めないという事、あるいは距離の制限とか、あるいは加入に対する不当な制限とかいうようなことをやめるといって話し合います。これを自由取引に對してわれわれが過去においてやりました一つの態度でございまして、そういうような態度とも考え合わせながら今後の事態の推移を見ようという事務当局の腹でございます。

○高野一夫君 そこで、医薬品に関する小売商組合が数カ県認可になっておる。さらに申請中のものがありま。ところが、認可になっていまだに調整事業に關する——制限事業に關する公取の同意が得られていない。これは承知しております。これはどういふ点でそういうことが引つかかっているのか、御承知ならば御説明を願いたいと思ふ。

○政府委員(坂根哲夫君) 一、二の県から、この先生のおっしゃいましたような商工組合の調整規程の案が、相談に参つておることは聞いております。が、現に事務当局で検討中でございますが、私も、私も商工組合の調整規程には、非常に慎重に検討いたしませんと、すぐにこれが消費者に響く、そのカルテル行為が即座に消費者に響くという点を考慮して、少し時間がかかるかもしれない。けれども、慎重に検討してなるべく認めたい、こういう方向では検討しております。時間はかかるということをお承知願います。

○高野一夫君 佐藤委員長に伺います。中小企業団体組織法は、中小企業者が不況になった場合、中小企業者がある場合に、中小企業者が立ち行くために、保護するために、育成するためにつけた法律、これはおわかりだろうか。あなたの方々が専門家ですから。そこで、中小企業者が立ち行かなくなる状態、近くそういうおそれがある状態を防いで、立ち行けるようにしてやるために団体法を作つて、そのために商工組合を育成するわけです。作るわけです。そうすると、商工組合でやる仕事は、制限、調整の事業しかないのではありませんか、それがいつまでも——

組合が認可になった、その制限、調整の事項についての公取の同意というものが非常に時間がかかつて、一向に不況を脱却し、不況がくるおそれのあることを防止する機会がつかめない、こういうことになったんでは、団体法の精神は、私は、私はいふんとマイナスになつていくんじゃないかと思ふ。消費者の立場を考えたければならない、もちろんそれを考えたの団体法であつたわけでありまして、その点において団体法のいわゆる精神、それによる中小企業者育成のための、不況脱却のための商工組合、その商工組合の制限事業、こういうならば、おのずから私はここで一つのものの考え方というものが向がきまつてくるんじゃないか、こう思ふのであります。これについて佐藤委員長はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(佐藤基君) 私どもといたしましては、ただいまお話しした通り、中小企業団体法の趣旨によりまして調整規程があることは、これは当然の話なんでありまして、ただその調整規程の内容になりますと、中小企業団体法にもいろいろの条件が書いてありますから、その条件に合致するかいなかと、いう点が事務当局においての審査に相当の時間がかかる点でありまして、私の方でも、中小企業団体法による商工組合の調整規程を、認可というのでございまして、ただ、数が非常に多いのと、その業態の実体を事務局として十分把握しないといふと判断ができません。その把握に時間がかかるのであります。お話しした通り、この立法の趣旨からいって、ぐずぐずしていたら不況の救済にも何にもならぬじゃないか。お話しした通り、できるだけ早くするように努めております。

○高野一夫君 この団体法第十七条第一項の特に三、四号というのが商業関係のものに必要な制限事項だと思ふますが、これが、いかに厚生省、通

か。御同意得られるかどうか。もう一度伺っておきます。

○政府委員(佐藤基君) 御趣旨よくわかりました。私もとしては、せっかくあんな法律ができたのだから、それが運用されなければ何にもなりません。お話の通りで、できるだけ早くやるように努力いたします。

○高野一夫君 それでは今度は具体的な問題について。

第十七条第一項第三号の「販売の数量若しくは方法」ということがある。

販売方法、これは、われわれがこの法律を作るときに、自民党においても、また、各党会派の議員諸君と一緒に、た工商委員会においても、十分にいろいろな吟味をいたしまして、一応の解

釈はついているのであるけれども、当時、どうも公取関係のあなた方の御意見を伺わなかったように思う、商工委員会において。そこで、これは厚生関係、特に中小企業育成のための予算をとった三十五年度の厚生省の仕事を非常に重大な影響があると思うので何

たいのでありますが、販売の方法というのとは一体どういうことですか。たとえば、具体的に例をあげますならば、正札販売、これは、販売のいわゆる方法としてこの中に考えていいかどうか。これを一つ佐藤委員長に。委員長が答えられなければ坂根事務局長。

○政府委員(坂根哲夫君) 正札販売が販売方法の制限に入るかどうかという

ような点は、今私どもで検討中でございます。今委員長なり私から御答弁申し上げて、それが公取委員会を拘束する、はなはだまずいと思

○高野一夫君 当時、この団体ができるときに——これは先ほどから申し上げた通りに、最後の首根っこを公取委員会が押えている。そういう重要な団体が審議された速記録をこちら

になつていませんか、商工委員会における。当時の政府側の説明にしても、各委員の総意にしても、正札販売の方法は、ここにいう販売方法の中に入ると

いう説明が出ています。それを、いまだに、委員長なり事務局長が、今われわれは責任をもってこの販売方法の中に

正札販売方法が入るかどうかが明確な答弁ができないとおっしゃることは、これは、法律ができてから三年余り

少しのんびり過ぎると思うのです。少しのんびり過ぎると思うのです。少しのんびり過ぎると思うのです。少しの

に。——これじゃ質問にも何にもならないじゃないですか。そうすると、引き続きいて伺いますが、当時商工委員会の結論であった、この販売方法の中には

正札販売の方法も含めて、これも考えられるのだと、こういうことの当時の委

員会における解釈については、あなた方は、そうすると同意はされないのですか。それともされるのですか。それともまだきまらぬのですか。大事なことで、これは、そんなことがわから

私どものやり方といたしましては、具体的な案件が出ますと、それについて、国会の何というか、いきさつと

か、あるいはいろいろな学者の説とか、いろいろの研究するので、とにかく、

う言っちゃ何ですが、私の方では、わ

ずか何人ですか、その受け持ちは、十人ぐらいたと思います。たくさん

の案件がありますので、具体的な案件が出たときに、具体的にいろいろ調査

をするというので、多少御不満の点もあるかと思いますが、そういうふう

にやっておるわけでありまして、まだ先

としてまだはつきり扱いがきまつていない、こういうことであります。具体的な問題が起こればやる。

○高野一夫君 これはどうですか、各委員。非常に私は大へんな御答弁を聞いたと思う。法律ができた。公取委員

会が首根っこを押えて同意を与えなければならぬ条文があつて、その条文の

解釈は、具体的に事例がなければきまらぬ、それから調べるのだ、こういう

ことがあり得るでしょうか。具体的に事例がなければ、公取は、同意を与え

なければならぬ条文の解釈がまだきまらぬ。それで一体法律の適用が

できるでしょうか。法の具体的な問題

は、そのときそのときのいろいろな具

体的問題についての検討調査も必要であるし、いろいろな違ったデータについて判定が必要でありましょう。しかし、少なくとも一般論として、この

条文はこう

意欲がない。これはわれわれは各党共同してこの法律を作ったのでありまして、この法律の運営は、今後厚生省において、厚生省所管の組合において非常に大事な問題であります。しかもこの予算はとてある、今度は商工組合育成のための予算まで厚生省は予算案の中にお取りになっておるのである。そこで、この商工組合とこの二条七項の問題の解明によりまして事態のいわゆる展開といえますか、公正なる、適正なる取引状況に戻すことができるかどうかということよりかは審議をいたしたかったのであります。

時間もだいたい取りましたので、他の委員の御質疑もありませんから、私はもう少し勉強を委員長に願った上で、そうして当時の、法律を制定するときの解釈も十分お調べ願ひ、かつ、この衝に当たられた当時の中小企業長官あるいは当時の通産大臣、その方とも打ち合わせ願ひはつきりした解釈をお持ち願ひ、当時の委員会の解釈では、この点においては公取は同意ができない、解釈が違ふというようなことであれば、その違ふ解釈をお持ち願ひてけつこうです。そうすればそれに基づきまして私どもはこの法律についての再検討をしなければならなくなる、こういう事態に展開して参ります。委員長、私はきょうは公取に対する質疑を終わります。しかし、これをもつて私の質疑が終了したのではございませんから、お聞きの通りの状態で御答弁が得られない、従つて、早急に御調査、御勉強を願つた上で来週また当委員会において願ひて徹底的に質疑を展開することにいたします。

はかの委員の御質疑があればお譲りいたします。

○小柳勇君 私は、せっかく委員長がここに見えておつて、今答弁を聞いておつて、これは社会労働委員会として黙過できないと思ひますから若干質問しておきたいと思ひます。

単に案だけではないで、今やラジオやテレビの方でもそういう乱売の傾向が出ておる。一般大衆は、買う方は若干利益はその当座はありましよう。しかし、小売商はつぶれていく、それではだれが一体もうけるか、一番もうけるのはメーカーあるいは資本家だけがもうけるという経済界の混乱が今生じつつあります。従つて、私は今根本的に公正取引委員会の仕事の問題を質問して、そうして早急にこの経済界に混乱が起ころうとしておる事態をどのように処理されるかという決意を聞いておきたい。

第一は、公正取引委員会の機構、中央機構から地方機構、それから役職員の数、そのことについて委員長から御答弁を求めます。

○政府委員(佐藤基君) 公取は御承知の通り、終戦後アメリカの独禁政策に基づいて作られた役所で当時は相当大きかったのであります。ところが、その後いろいろな事情、行政整理等の事情でだいぶ減りまして、現在は約二百四十人の職員がおります。しかし、その二百四十人のうち二百人はかりが東京におりまして、あと名古屋と大阪と福岡と、おのおの十人前後の職員がおります。これだけの機構で独禁法の問題であるとか、先ほどお話しになった調整規程の認可に対する同意の問題とか、あるいはまた、独禁法違反の検察

事件の扱いとか、そういうふうないろいろな問題をやっておるわけでありまして。

○小柳勇君 年間予算はどのくらいで運営されておりますか。

○政府委員(佐藤基君) 年間予算は非常に少ないので、来年度が一億二千余万円でありまして、本年度も大体同じであります。

○小柳勇君 年間予算としては私は決して少ないとは思ひません。一億二千万円もあればそれは決して少ない予算ではないと思ひますが、二百四十名のスタッフで今仕事をやっておる。それが特に大阪にも十名内外の職員、役職員がおられるようでありまして、さつき高野委員の質問では、大阪や京都、福岡などでのような情勢であるかというところについては、大阪や京都の場合については御答弁されませんでした。

大阪の問題については、薬に例をとりますと、薬の乱売についてはどのような情勢がわかつておられますか。その情勢を詳細に御報告願ひたい。

○政府委員(坂根哲夫君) 今委員長から私どもの機構を申し上げましたように、大阪、名古屋、岐阜の方面、京都方面にも薬の乱売があるというところは新聞では存じておりますが、事務当局の方が積極的に調べておるということはありません。それから私が先ほど申し上げましたように、私どもの役所としては大体司法的な役所でございまして、提訴といふか、こういう乱売があつて困る、あるいは乱売をしておるもの、卸売、メーカーに対して小売商が提訴した、われわれは商売できないから何とかしてくれという申し出があつたときに発動するというのが大

体今までの建前でございます。積極的なそういう乱売があつたからといって今までは動いておりませんから、そういう情報は正確にはつかないでいい、こう申し上げておきます。

○小柳勇君 社会労働委員会を取り上げて問題になったのは十一日です。きょうはもう十八日、一週間前です。今この電話、電報の発達しておるときに、国会ですで一週間前に問題になつて、しかもきょう高野委員は質問する前に予告しておると言われている。十数名の者が大阪におるとするならば、委員長が誠意があるならば、電話でも詳細に報告を聞いて、たとえ小売商の提訴がなくても国会において答弁を把握して、大阪の職員なり、京都にもおるようでありまして、そういうものを詳細に把握してきて、この問題についてはこうしたいと思ひ、社会労働委員会はどうかと、このくらいの積極的な対策があつてしかるべきだと思ひ

拠でありますけれども、積極的に、この問題についてはこれから、この法律では直接ないけれども、こういう派生的な問題もあるということで、積極的に調査してもらうように要請いたしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤基君) 御趣旨よくわかりましたから、そのように取り計らいたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 私も一つ聞いておきたいのですけれども、先ほど委員長と事務局長の、まあ委員長のお答えだったと思うのですけれども、国会で法律ができて、今のお話を聞くと、その事件の申請、申し入れがあったときに初めてこの問題に発動をどうかという審議をされる、こういうお話でございします。そうすると、その申し入れという事態が起こらぬ限りは、国会で法律がきまっても、法律そのものの運用、それからその解釈、これが日本の経済にどう影響するかというような問題の日の検討というものが、どうも先ほどの委員長の答弁ではされてないように思ふ。事態が起きたときに初めてその法律を出してきて見る、こういう感じを受けたのですが、どうですか。そういうことです。

○政府委員(佐藤基君) 少なくとも中小企業団法に關する限りは、大体そういうことであります。というのは、私、今まで、独禁法自体のカルテルの問題でありますとか、それから不正取引とかいろいろの問題があるもので、それでまあわれわれの能率が悪いということになるかもしれないが、大体手一ぱいなんです。だから、法律上はいろいろな事件についてあらかじめ研究しておくことは必要なんだけれど

も、具体的に申しますという、何とか、申告と俗に言っておりますが、いわゆる告発ですか、告発、告訴に当たるといふ、それによって事態を処理しているというのが普通の場合であつて、こちらから職権でやつていくというのではなかなか理論上は別として、実際上はできない、こういう状態なんです。いわんや独禁法自体ならともかくも、独禁法に付属した法律が非常にたくさんございまして、それを、具体的問題があつたときはもちろん裁判所の判例的にこちらでも委員会としての意見を正式に決定しますけれども、具体的問題がない場合では、まあそれほど委員会としての解釈を決定するということは実はむずかしい……(高野一夫君「それがおかしいのだよ。そんなばかなことがあつたのか。条文の解釈をきめておかないで、何でも一体的事例が起つたときに判定できるか。それがおかしいじゃないか」と述べ) ちよつと言ひ方が悪かつたかもしれないが、具体的な問題が起つた場合に、疑義のある法律については、そのときに法律の解釈を決定すると、あらかじめ法律の解釈を決定することは望ましいのだけれども、現在の陣容ではそれだけに手が回らないと、こういうことなんです。法律を無視してやるといふことはもちろんないのであります。具体的問題があつた場合に法律をどう解釈するか。要するに、裁判所がやるのと同じようなことなんです。

○藤田藤太郎君 ちよつと、委員長の話を聞いてみると、今私が質問した問題についてもわれわれが解できません。しかし、その独禁法のカルテル行

為云々というお話がありましたけれども、私はここで産業をあげませんけれども、操業短縮して値段を上げていくというふうなところもあるわけです。こういうことをほつておられるじゃないですか。いつ結論出るのである。そういうことを問いたくなつてくるわけです。だから、そういうことも経済の流通の中で必要な問題としていろいろ仕事がありましようけれども、日本全体の、やはりそういう大きな産業のカルテル行為の問題や、それから今の国民全体の生活のいろいろなものに対して、法律ができたから法律を解釈する……、事件が起つてきたら解釈するというふうなのは、ちよつとそれは通りませよ。(高野一夫君「法律の条文の審議は国会ではできぬことになる」と述べ) それはできない。

○委員長(加藤武徳君) 速記を落として下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○竹中恒夫君 宮城県の赤痢問題についてお答えできますか。

○委員長(加藤武徳君) 尾村公衆衛生局長が来ております。

○竹中恒夫君 実は、昨日予算委員会でも問題にして質問してみたのですが、この問題は御承知のように、宮城県において水源地に赤痢菌があつたということにより多数の保菌者が出て、新聞紙上によれば、住民六千人のうちで三千人くらい保菌者が出るだろう。現在相当、千何百人の保菌者があり、はつきり治療しておる者も百五、六十名あるということになつておるわけなんです。これは平素からの指導方法と同時に今回そのように発生したことに対する緊急な対策として、中央庁としてはそこまで手が届かないのか、あるいはこれほど大きな事故であるので、中央庁としても地方庁を指導したり、積極的にあなたの方で救済対策を立てておられるのか、そういう点についてもお聞きしたい。

水道は昭和二年に旧水道条例でできた地方としてはかなり早く作り出した水道でございます。しかもこれは正規のすべての施設は一応持つております。従いまして、新しい新水道法によりまして、これは上水道としてそのまゝ法律通り許可になっておる水道でございます。今のお話しの通り、予定給水人口は六千名で、現実にやっているのは四千八百人、ただ問題は、水源が山奥からの分岐水を引いております第一水源と、比較的民家に近い所の第二水源と二つに分かれております。その第二水源の方が民家の汚水等に接触する可能性のあるものでございまして、第一水源の方は調査の結果無関係ということがわかりました。その管理状況が問題でございまして、これを調査いたしましたところ、去る一月の十二日に氷結をいたしまして凍ったために、これの消毒装置の加熱装置が破裂をいたしましてストップいたしました。そこでこれに対する相談がありましたので、保健所の職員が現地に行きまして、これの指導をいたしまして、修繕に約二週間かかったもので、その間かなり濃厚なさらし粉による消毒を指導いたしました。これが一月二十八日に修繕ができたものでございますから、もとへ戻そうということで戻ったのでございますが、非常に運の悪いことには、二十八日から二月にかけて旧正月で、地元がみな正月になりまして、新しくやりまして再開したにかかわらず、夜、消毒装置をもういうような関係で関係者がストップした。これが約四、五日続きまして、その間の一番の推定日時は、大体二月二日に汚染されたのであらう、多分それは消毒をス

トップした夜間のときに偶然菌が入ったのであらう、こういう推定が大体成立ちます。従いまして、これを探知してからは非常に濃厚な消毒液を夜昼むろん続行いたしまして、従って、それからやり始めてから、末梢の水道管に至るまで非常にくさい濃厚な消毒でございまして、それは完全に今やっております。従って、新たにば菌の傾向はなく、それと同時に、汚染されたときにはこれは全戸が飲んだか、あるいは夜間といたしまして、それを飲んだ人口は三千人になるか四千になるか、それを使用した者が保菌者になるであらう、こういうことでございまして、これは県の研究所が現地に本部を置きまして、毎日二千五百名ずつ巡回検便をいたしまして、片っ端から保菌者を発見して処置しております。その処置後の患者が二次感染をするといかないので、完全に菌が消滅するまで消毒を続けるということをしていたしております。死亡者はなく、また、現在非常に重症者は一名もございません。患者の発生は今水道によるものと裏づけられますのは、水道の給水を受けておる者全部に年令の差別なしに、保菌者としてのいわゆる症状発現者は健康の弱い比較的小児とかあるいは老人に幾分発現をいたしております。それから、従いまして、こういうことと解釈すれば、管理の管理上の問題でございまして、これは水道法によりまして、水道管理者というものを明記しております。ただし、この資格は本年の十二月まで現在やっている水道に携わっておる者は経過措置としてそのまま許されております。ことしの十二月以後になりますと、非常に高度の

技術を有するか、あるいは認定の講習を受けまして、それを通過しなければ管理者にならないという、ちょうどその経過中のことでございます。現在はその町では古い歴史を有しておりますものから、土木水道課という町としてははつきりした課を設けまして六人の職員で運営しておる、こういうことでございまして、従って、平素の管理は大体規則通りやっておったのでございしますが、今のような状況で、旧正月の前後に機械が一本破壊して修繕するという特殊な事情のあとの手抜かり、こういうことでございまして、保健所も毎月一べん行きまして指導にはよく当たっておる。ちょうどその間隙だったということで、こういうようなことは間隙のときに出るものですが、水道のようなのは常時飲んでおりますから間隙を作っちゃいかぬのです。遺憾ながらこういう状況でございまして、こういうことでございまして、

○竹中恒夫君 大体御報告をいたしたいわけなんです、今の緊急対策として、医師四名、地元の医者等がやっておるということですが、薬方面も十分なようですが、聞くところ、寝具に非常に不足を来しておる。一度に一軒の家から二人も三人も患者が出ておるところでは毛布その他が不足しておるというところを町をあげてそういうところについておられるようですが、そういうような点はどうなんですか。

○政府委員(尾村傳久君) この点、現地の担当官に聞きますと、旧正月で一番寒いときのことなものですから、寝具がどうしても不足するというところで、これは入っておる者に非常に迷惑なことですから、県といたしまして、

災害用にある程度保存しておりますので、これらの融通のきく限り、できるだけここに集中させるようにという指導をして、今のところできるだけ逐次送りつける。こういうふうなことが今計画が立った。こういうふうに連絡がきております。

○竹中恒夫君 少し規模は小さいのですが、同じようなことが昨年の秋、暮れ前に大阪の泉北郡の忠岡町ですが、あそここの水源に生息しておる魚がだんだん死に出した。調べたところ、これに流れ込む上流の松尾川とかいう川の魚も死んでおる。しかもだんだん調べていくと、工業用の青酸ソーダ含有物が入っていったということとを聞いておるのですが、このことはあなたの方で御承知なのですか、あるいは御承知ないのですか。

○政府委員(尾村傳久君) 昨年のこの工業用水によるものはあるいはあったのかもしれないが、私今ちょうど記憶しておりません。申しわけありません。

○竹中恒夫君 そうすると、忠岡町の水源地の問題は御存じないわけですね。工業用水の廃水あるなしということではなしに、事故があったということをお存じないのですか。

○政府委員(尾村傳久君) あるいはその水道でございまして、私の方で存じておりますのは、簡易水道がやはり今のようには、消毒装置が二週間破壊して、破壊中にちょうどその池の改修をやつて、人夫がそこを荒らしたために、簡易水道から四百名集団赤痢が発生しまして、これは私も係りの者を現地へ派遣しましていたしました。ちょうどその

ざいます。ところが、その必然の結果として、結局、買血の給源というものはおのずからこれは局限をされてくるし、そういうような状況からして、一面においては、供血者の健康の問題が派生するし、一面においては、採血いたしました血液の質の低下の問題が起つてくると、こういうようなことで、いわゆる買血制度というものの限界というものが現れて出てきておるのが偽らざる現状でございます。本質的に申し上げれば、この問題は、やはりほかの国でやっておりますように、そういうような方式ではなくして、預血あるいは返血の方式で行くのが本筋であるわけでございますが、従来の経過が今申し上げたようなことになっております。そこで、厚生省として、できるだけ買血制度を少なくしまして、預血あるいは返血の方式に切り替えたいと、そういうような考え方をもち、三十二年には、はっきりその方針を指示して参つておるのでございますが、実際問題としてはこれがなかなか意のごとく進まない、まあそういうようなことで、今後この問題をどういうふうに進めていくか、現状とそれから今後の見通しも含めまして、私どもとしては、十分一つ方針を再検討して、将来の見通しもつけて、一つ、もう一ぺん方針を打ち立てるといふことに考えてみたいと、そういうような意味で実は苦慮をいたしておる最中でございます。先ほどお話のありました供血についての週間の問題は、まあ要するに、何とかこれを預血・返血、そういう方向へ強く進めたいという、そういう運動の一つでございますけれども、御承知のように、これは長い間の

ずっと今日まで参りました経過もありませんので、一週間やあるいはひと月やそれだけのことで目に見えた効果がすぐに現われるということにはこれはなかなかいかないと思ひますし、それも非常に大事なことでございますが、同時に、これはやはり日本赤十字による問題でありますとか、その他いろいろな行政上の施策とからみ合まして今後進めていかなければならぬと考えておるわけでございます。それらの総合対策については、現在私ども実は非常に苦慮をいたして研究をいたしておるような次第でございます。

○竹中恒夫君 輸血の問題は、結局、供血源の問題に私は来ると思ふんです。あなたの方の対策にも、厚生白書にもそのことは書いておられるわけでありまして、まあ各回を見まして買血制度をとつておるのは文明国では日本だけである。しかも、最近まで終戦後買血制度をとつておった西独でもうまく切り替えができたというところなんです。日本においてはやはり方法いかによつては預血なり返血なりの方々に切り替へることはできると思ふんです。ただ民間団体にそういう一週間や十日間の普及運動だけにゆだねるというものでなくして、少しくこういう面にも財政的な措置をなさつて、そして本格的にお取り組みいただきたいと思ひます。

そこで供血源が固定すればやはり供輸比重も満たされたい。現在、一日に七、八千人の供血希望者があつて、その中の半数に近い者は不適合者である。年間二百何十万人の供血希望者がある。これはほかの社会諸施策とも考へ合せて低所得者の問題もありま

す。あるいは最近では売血を職業にしているという固定した人からとつた血を輸血してみたとところで一向にきくわけでもないわけですから、私はこれは考えようによつては重大な問題だと思ひます。そういうことが原因したと思ひますが、昨年の秋ですが、横浜の医師会で輸血障害によるデータを学会に発表なさつたことがあるわけですね。一五年前後の障害を起しておられるわけなんです、学会で一応問題になつておりますが、当局の方にこういうことの報告があつたのでしようか。これは過去三四年間の五千何百人の輸血した患者に対する臨床報告なんです、一五％障害があつたというところはかなり大きな問題なんです、御承知なんでしょうか。

○政府委員(高田浩達君) 事務局の方にはその報告が参つてゐると思ひますが、私自身はまだ失念をいたしておりました、いすれにいたしまして、今だんだんお話をのりまして、血液の質というものが相当低下をしてゐるの現状でございますし、これは障害の問題あるいはそれに関連する諸問題というものが、これは当然このまま放置すれば起こることを心配しなければならぬ事態でございますので、それらの問題を総合して、私ども今後いかにすべきであるかということに真剣に取り組んで検討し、対策をきめていきたい、かように考えております。

○竹中恒夫君 それでは次に、輸血を取り扱つておられます日本ブラッド・バンクとか、あるいは輸血院の問題なんです、大阪にかなり大きな規模の中央輸血院がありますね、神戸そ

の他にも支店を持つております。ここに供血している患者と申しますか、供血者が大阪府に訴へ出たことによつて立ち入り検査をされたということによつて明るみに出たのですが、一月月の間に十回以上も逆に輸血院の方が強要して採血をやつた、一回二百ないし四百くらいしかとれないものを、しかも月一回を普通法によつて認められているのを十回もやつた。結局四、五千血液をとつたわけですね、結局人間の全量をとつたわけですね。一ぺんにとつたわけじゃないのだから死ななかつたのだらうけれども、しかもこの輸血院は付近のアパートにそういう専門家を十何人住まわしておいて、その生活費をあたへて、造血剤を飲まして、そうして近畿地方の奈良とか和歌山あるいは京都あたりから注文があるとすぐに本人を送る、あるいは採血して送るというふうなことをしているわけなんです、緊急な場合には、病人としてはいけ

ものでなければいかぬということであつたのですが、輸血問題については、もちろん公立もありますが、財団なり私的なものが多数にあるわけなんです。二十数カ所あるわけなんです。そういうふうに相当血につながる問題で、いわゆるこれで飯を食うというところは、吸血業者になるわけですから、よほど指導なり監督をおやりいただかぬと、私はそういう人道上の面からいかにぬと思う。ところが、そういう指導費というものは、今度の予算に——予算がないからできないのだとおっしゃると思うのだが、一体そういう予算をどこに組んでおられるのですか。

○政府委員(高田浩運君) 今お話がございましたように、血液に関する事業を公立、あるいは公益法人にする、あるいは営利法人にする、いろいろございまして、血液の比重について調べてみますという、やはり公立等が一番成績がよくて、営利法人立の方は一番成績が悪い。そういうような結果になつておりますし、また、血液というものの特殊な性格からして、本来から申し上げれば、こういった事業というのはやはり公立であるとかあるいは日赤であるとか、あるいはせいぜい公益法人、そういう形態の方が望ましい形態であるということこれはまあ言うまでもないことだと思ひます。漸次私どももそういった観点を十分しんしゃくをして参りたいと思ひます。

それからただいまお話しした血液のいはば監視に関する予算につきましましては、率直に申し上げれば、要求をいたしましたけれども、結局実現を見ないというところでございしますが、それはそ

れとして、非常に大事な問題でございしますので、一般事業監視の一環といたしまして、今後できるだけ努力をして参りたい、かように考えております。

○坂本昭君 関連して、今、公的な機関に輸血のいろいろな仕事をさせたいということですが、従来国立病院には十カ所血液銀行があつた、ところが、今度その予算も減らされて、八百万円ほど。ちよつと今見つけておつただけけれども……十カ所の国立病院に対する予算が今度は減らされていきます。それは一体どういうわけで減らされているのか。

それからまた、今いろいろ苦心をしたけれども、予算がとれなかつたということですから、「血液製剤対策に必要な経費」これもたつた十七万七千円が十七万二千円に減らされておる。局長は、非常に苦慮していられたと言われるけれども、どうもあまり苦慮してられないじゃないかと、思ふんですが、なぜこういうような救いをせざるを得なかつたか、説明して下さい。

○政府委員(高田浩運君) 前段は、医務局の関係でございまして、医務局長からお答えいたします。

○坂本昭君 医務局長、国立病院の血液銀行組織についての予算が幾らであるかというところを知つていただけますか。

○政府委員(川上六馬君) 個所は減つておらないのでありますから、実績がそれだけ少なくなつたんだと考えておりますが、なお、よく調べてあとからお答え申し上げます。

○坂本昭君 輸血の問題はおとしから取り上げてきて、最近ではこれで三回目の議論だと思ふんです。私も非常に、昨年の春の予算委員会の際に、前同じ高田局長からいろいろ伺つたのですが、名高田局長をして、なかなかこの輸血の問題について改善が困難であつた。今新しい名高田局長も非常に苦慮しておられることは私も想像できます。しかし、苦慮しているだけで少しも新しい手を打たれていない。第一、なぜ今日のこういうふうな輸血組織、輸血制度になつたかという一番の原因をどうもつかんでおられないと思ふんです。私は、この一番の原因は輸血を保険給付にしたということだと思います。この点は、保険局長——当時の保険局長であり、その後業務局長になつた高田局長も、私は責任があると思ふんです。輸血を保険給付にしたために、もうすつかり取り返しのつかない混乱といふか、ある意味では非常にうまくいった。うまくいったけれども、ブラッド・バンクの組織としては、非常に外国のような預金、返金の制度にすることが困難になつた。だから、この点もやはりよくないかという問題の解決ができていないか、これが私は一点だと思ふ。

それからもう一つは、竹中委員が指摘された通り、供血者の監督、これはどうも高田局長よく実態を知つていられないで、非常に不勉強であると思ふんです。私も去年の春に都内のプラントを見に供血者にまぎれて行きました。これは厚生省の担当の方と一緒にいった。これは厚生省の方と一緒にいって行つたんです。行つたら、先ほど大阪では月に十回と云つていました。私は知らぬ顔をして、私も血圧が

高いから血をとってもらうのですが、みんなは一体何回目かと聞いた。たしかその月になつて六回目でした。非常に私はびっくりしたのです。そのことを前の局長のときに委員会では指摘をし、それ以来見ておりました。確かに監督はよくなつていっていると思ひます。比重五二の境を非常に厳格におやりになるようになったので、供血者の合格率が五〇多ぐらいに上つて落ちてきています。従つて、最近プラントでは供血者を採るのに少し困る状態になつてきているんです。私は、その点では皆さんがこの輸血に関する取締規則を勵行されるようになったことは一応評価いたします。評価いたしますが、やはり根本問題については少しも前進していません。特にこの前のときには、この預金、返金の外国式のやり方を福島県で実験的におやりになつたといふことを言つておられた。その後の福島県についての実態の御報告もこれは当然していただ

が、その場合に、受給権を失つて生存しておつたらどうかという場合と、もう一つは死亡によつて受給権を失つたという場合はどうか、こういうことでございます。

それで、前段の、生存したままで受給権を失うという場合には、現在の法律でも、そのときまでの分を、受給権を失つたときに支払いをする、こういう規定になっているわけなんです。

で、問題は、死亡された場合でございます。そういう場合に、その人がい

した年金はいく。しかし、死亡した場合においては、その意味において、もはや年金を受くべき実態がなくなつてしまふのだから、出さない。ただし、その人に遺族があつて、しかもその人に、前の人の年金がもつたつて年金が出るべきであるという事情がある場合には、特別に遺族に出す、まあこういうふうな考え方に基づくものでございます。そういうふうな考え方を受給権として、国民年金法におきましても、ただいまのような仕方をしてたわけではあります。

それで、この問題は実は、それじゃ一体、それ以外の考え方はあり得ないのかという問題であります。少し長くなりますけれども、これはすでに先生から問題として提起されたことでございますので、一応研究の結果だけを先に御報告がたが申し上げたいと思ひます。ただいま申し上げましたようなのが、実を申しますと、理屈の上からくる一つのやり方でございますけれども、それから、日本の年金制度は全部、そういうふうになつておるのかといふと、実はそうなつておらないのであります。恩給法でありまるとか、あるいは恩給法の流れをくみます年金制度の場合には、本人が死亡したならば、本人が受くべきであつた部分の年金は、それぞれ一定の順序に従つて遺族に渡ると、まあそういうことになつておるわけではあります。従つて、日本の年金制度の態度としては、大体その中心にすわるような制度は、国民年金とか、あるいは厚生年金といふような制度は、非常に厳格な考え方をとつておる。これに対して、昔からある恩給法その他の制度は、かなりゆとりのある態度をとつておる、こういうわけでございます。

それから以後でも、支給日までの何カ月か、厚生年金のもらひ日、ちよつと聞かぬなかつたので、もう一度言つて下さい。

○政府委員(小山進次郎君) 厚生年金は三月分ずつを年四回に分けて出します。それで、その支給日はいつでありますか、これは二月と五月と八月と十一月という四回に分けて支給する、こういうことになっております。

で、国も予算に組んでおる。この法律を見たらつてその一、五、九といふところに支払うべき期日はありますけれども、消滅のときに連して一、五、九に、その間のものは消滅するといふような法律はどこにあるのですか、この年金法の。

○政府委員(小山進次郎君) これは、ただいま御引用の厚生年金保険法は、私ちよつと手元に持つて参りませんでしたが、国民年金法について見ますと、十八條に規定がございまして、十九條を見れば、(未支給年金)といふ項がございまして、そこに、死亡した場合にはどういふふうにする、どういふふうにする規定があるわけでありまして、従つて、これの当然の結果として、死亡した場合で、この十九條に規定してありますような場合以外には、死亡した人とは差し上げられない、こういうことになるわけではあります。

○藤田藤太郎君 私は、死亡した人に上げろと言つておられるわけじゃない。ただ、今度のものは十一月から一月まででしたか。また、三月から三月分を五月に払ふ、こういうことになる。だからその月に、たとえば二月なら二月、一月なら一月に死亡したら、二月分の上を上げろ、四回に分けておるんだから上げろと言つておる。一月に消滅したんだから、一月分は上げるのは当然じゃないか。これを見たらつてその理解できますか。

○政府委員(小山進次郎君) 先生の言つておられることは、二つのことを言つておられるわけでありまして、一つは、現在の法律の適用として、まあ、死亡した月までの分は遺

族が受けられるという解釈なり適用になるのではないかと問題が一つでございます。それからもう一つの問題は、かりにそうでないとしても、そうすべきじゃないかという問題でございます。それで、私が先ほど申し上げましたのは、後段の問題について申し上げたわけでありまして、つまり先生のおっしゃるような考え方もあり得るという気持で、もう一回検討し直していいのではあるまいか。ただこれは、何分従来の社会保険年金についての一つのかかり固まった考えであるから、にわかにもどうというふうには言いかねるにしても、少しその点が窮屈に過ぎたのじゃないかという反省はしてもいいような気がするということを、いわば立法論として申し上げたわけでありまして、

それから前段の解釈論については、どうもこの法律の規定から見まして、死亡した人に差し上げるといふ解釈は出て参らない。この点はまず問題のない点でございます。

○藤田藤太郎君 厚生年金がまだほとんど支給の範囲にありませんから、私はこういう議論は、われわれは不勉強で、今これを一べん請んでみると、同じようなことが書いてあるんだが、これは非常に地方では問題になっていることは御存じでしょう。非常に問題にしています。私今の、たとえば二月まで生きて二月に死んでも、三カ月分は五月支給だから上げられない。そうでしょう。具体的にそうなる。そうすると、それじゃ法律で生存している人に何で一カ月ずつに分けないか。むしろ年金といひましても、積み立てているというんじゃないんだから、生

活の補助ですね。月に千円ずつというから、ほんとうに生活の補助にしていうことでそういう社会保険制度の建前がきまつたんだから、だからこういうこともその立法のときに予測してありまわれわれも深く糾明しないで、法律上そういう工合に行なわれるということ、この点は不勉強だったと思ひます。しかし、具体的に当たつてみて、十一月からもう二月に死んだからもう上げない。それじゃ何でも小刻みにして上げないかということになる。そうすると、残った遺族に上げる必要があるかどうかという議論が一つここで上つてくることだと思ひますが、しかし私は、この千円も、個人にした収入になると、これを家庭経済の中でどう運用しようかということとで家庭経済がまかなわれておつて、三カ月分が二月、五月、八月、十一月で、十一月にもらふという目的、と言つては何だけれども、そういうことでやつてゐる方々がこの年金をもらう家庭ならほとんどだと思ひ、所得制限があるんですから。そういうところから、たまたま二月に死んだから十一月からの分も上げないという、これは少し法のうまみというのがあるのじゃないかといふ、せつかくわれわれが年金制度を作つたうまみというものがなくなつてゐないかという感じが非常に強く持つ。それで、私は先日それを申し上げておいたのですがね。死亡したから遺族に、それは二月の末に死んでも五月に支給するとき、本人がおらぬから遺族にやるということに理屈の上ではそうなるでしょう。しかし、家庭経済というものを考えてみたら、そんなもんだらうか、ということとはやはり運

営上の反省があつていい。まあ局長、小山さんは考えてみようとおっしゃるのですけれども、具体的に、五月これをもらふ人たちが、そういう事例が出て、現地では事務的に扱われておるわけです。これはあきまへん。こういう工合に、法律の建前は毎月千円に千円ずつ上げますという法律の建前になつてゐる。ところが、一般人はもらえるものだといふつもりでゐるのに、二月の末に死んだからあかんということになる。これはどうも私は法律をどねて言うのじゃないに、われわれが法律を作つた建前はそんなもんじゃなかつた、こういう考えです。だから死んだあとでも上げる必要はないと私は思ひます。十一月でも、十二月でも、一月でも、死んだあとでは上げる必要はないけれども、生存してゐたまでの分は何かの方法で補給してやらないうと、法律では毎月千円ずつ生活費を上げますと言つて作つた精神とは、大きく違つてゐるじゃないかという気がするので、それで、もう一べん厚生省でもって考え直してもらいたいということとを私は言つておいたのです。まあ、前段と後段と分けて、そして前段の方は死んだというところから上げないといふことだから、法律で上げない、そういう理屈には、私は福祉年金を月に千円ずつ上げようという精神とは、これはあんた少し無理じゃないですかね、それは。そういうものが出るなら変えていくという考え方がなくなつては。

○政府委員(小山進次郎君) 私は、先生のおっしゃつてゐることを十分考えなければならぬと思へばこそ、先ほど申し上げたようなことを申し上げてゐるわけでございます。ただ私がこの問題についてこう申し上げることも、少なくともまた別な面から見て従来の社会保険の理論というものを非常に重視する人から見ますといふと、ずいぶん無理な危険のあることを彼らは何か考へたいと言つてゐるという程度の問題なのではないかと。それでさつき申し上げましたように、この種の問題は国民年金はこういう態度をとる、厚生年金はこういう態度をとるというふうな性質の問題ではないわけでございます。まして、国民年金であるが、厚生年金であるが、これは態度は同じでなくちやならぬわけでございます。従つて、今先生が申されたようなことを頭に置いてやるといふことは、従来、過去長い間かかつて積み上げてきてゐる一つの理論の筋道というのがあるわけでございます。その理論の筋道というもの、どういふふうにくずしていかんかといふことについて、相当これは苦勞が要るわけでございます。さつき申し上げたように、その従来の理論というものは、ある意味で確かに樂居過ぎる面があることを、私自身としては今

てごたごたしておるわけです。お調べになつておるわけですが、精神病院というのは、昔から、私も社会労働委員会から広島府の精神病院を視察して改善命令が出たという問題を含んであるわけで、大抵見当をこちらの方でつけるというのはいさゝか悪いけれども、そういう気がするわけです。中を視察してみても、体質には関係のない健康な人ですから、いろいろとうわさに聞かぬような処置が病院側で講ぜられてゐるというふうなことを聞くわけですね。そこで、どうか一つ双頭の精神病院を特別に監査何かしてほしいと思ふのです。事務長に聞きまして、経営の面とか、会計の面は私は知らぬと言つて、一切言わない。収入が入つてきたら、どこかの病院とは別の会計所というのに金がすつと行つてしまつて、そこから適當の給与……

○政府委員(尾村偉久君) ただいまの精神病院の監査の御要望でございますが、これがしますと言へますと非常にいいのでございますが、実は病院の監査が今法的に非常にむづかしいんでございまして、これがまず経営の方面でございまして、たとえば個人病院でなくて医療法人ないしは公益法人でございまして、それぞれ法人の許可監督という面からのその権限者が監査するのが一つ、それから第二点といたしまして、医療機関といたしまして、医療法に基づきまして、病院一般としての監査、これはまあ医務系統、それから精神病院について監査ができるかどうかといふと、これは精神衛生法の中で府県立の精神病院を法に基づいて置くようにいたしておりますが、これを置けない場合に代用のベッドを置く、その病院の全体または一部を指定ベッドにして国費を使う、公費入院措置、いわゆる命令入所がある。これを委託できることになっております。その入院患者、命令入所した者を適当にやつておるかどうかが、その患者の医療についての精神衛生法ではこれが干渉できる、こういうふうになっておりますので、従ひまして、私どもの方の権限の中では、今の精神病院そのものの運営一般の監督権はない。で、しいてやるとすれば、医療監査ないしは病院の開設許可という意味で、今の医療法に基づいて、これは医務局の方が見えておりますが、これでやつていただくと、こういうことになっております。なお、今のそれによつてしまつても、経理内容、ちやうど株式会社会社の貸借等が法律の規定でいろいろ監査を受けて発表しなければならぬ、そういうことに

なりまして、どうしても法人の監督権という方で発動しませんが、おそらく医療法人については厚生省でございまして、公益法人はそれを審したそれぞの監督者、こういうことになりまして、

○藤田藤太郎君 厚生省が改善命令を出した広島府の何という病院ですか、私も直接草葉さん行つて改善のため協力をした歴史を持つてゐる。だから、厚生省が改善命令を出すというあの措置をとられたくらいですから、精神病院について、今のようなそのまゝでいかにいかに、実態把握のために調査されることはできると思ふのです。で、いろいろの関係の中でその処置を至急に一つ講じてもらいたい。

○政府委員(尾村偉久君) ただいまお話をうかがつて、やはり精神衛生行政としては、これもやはり精神病院の問題、大事でございまして。その意味で、われわれの方で及ぶ限りの調査はいたします。

○高野一夫君 厚生省にお願ひしておきますが、一昨日予研の視察に当委員会で行きましたところが、虫疫部というのか、あの小宮博士のところであつたといふのであります。つい最近、数日前、芝浦の屠場で、枝肉に、かつて想像もできないような何か事態を発見した。それを現在のと畜場法あるいはその他の関係法規でももつて取り締まるべきでないかといふところなんです、実はあつてゐるところなんです、こういう話を聞いたのです。非常に急いでおつて、立ち話だったもので、一体どういふような内容か聞いてこなかつたわけで、いざねお調べ願ひたいと思つておつたわけです。それがどういふようなことか、来週というわけにもいきませんから、再来週の当委員会くらいにでも二週間もありませんればある程度わかつてはしないかと思ふので、当委員会くらいに予研をお調べ願つて、どういふふうなものであるか、一つその実態の説明を伺いたいのですが、もし必要があれば、小宮博士においで願つてお話を聞かしてもらつてもなかつたらと思ひます。

○政府委員(尾村偉久君) さういふにいたします。

○委員(加藤武徳君) それでは本日の質疑はこの程度にしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

本日は、これで散会いたします。

午後三時十八分散会

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、身体障害者雇用促進法案

身体障害者雇用促進法案

身体障害者雇用促進法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 職業紹介等(第三条―第十五条)

第三章 適応訓練(第十六条―第十九条)

第四章 雇用(第二十一条―第二十五条)

第五章 身体障害者雇用審議会(第二十六条―第二十九条)

第六章 雑則(第二十三条・第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者が適當な職業に雇用されることを促進することにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の欠陥がある者をいう。

2 この法律において「特定職種」とは、労働能力はあるが、身体上の欠陥の程度が著しく重い、ため、通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる政令で定める職種をいう。

3 この法律において「重度障害者」とは、前項に規定する身体障害者をいい、その範囲は、特定職種ごとに政令で定める。

4 この法律において「職員」とは、国

第二章 職業紹介等

(求人条件等)

第三条 公共職業安定所は、正当な理由がないにもかかわらず身体障害者でないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、身体障害者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、身体的条件その他の求人の条件について指導するものとする。

3 公共職業安定所は、身体障害者について職業紹介を行なう場合において、求人者から求めがあるときは、その有する当該身体障害者の職業能力に関する資料を提供するものとする。

(就職後の指導)

第四条 公共職業安定所は、その紹介により就職した身体障害者に対して、就職後においても、その作業の環境に適応させるため必要な指導を行なうことができる。

(雇用主に対する助言)

第五条 公共職業安定所は、身体障害者を雇用し又は雇用しようとする者に対して、能力検査、配置、作業設備、作業補助具その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について助言することができる。

第三章 適応訓練

第六条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である身体障害者について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的として、適

応訓練を行なうものとする。

2 適応訓練は、前項に規定する作業でその環境が標準的なものであると認められるものを行なう事業主に委託して実施するものとする。

(あつせん)

第七条 公共職業安定所は、身体障害者に対して、適応訓練を受けることについてあつせんするものとする。

(適応訓練を受ける者に対する措置)

第八条 適応訓練は、無料とする。

2 都道府県は、適応訓練を受ける身体障害者に対して、手当を支給することができる。

(経費の補助)

第九条 国は、都道府県が適応訓練を行なう場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することができる。

(労働省令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、訓練期間その他適応訓練の基準については、労働省令で定める。

第四章 雇用

(雇用に関する国等の義務)

第十一条 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行なう者を除く。以下同じ)並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の総裁(以下「任命権者等」という)は、職員採用について、当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行

なう者に係る機関を含む。以下同じ)に勤務する身体障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、政令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)未満である場合には、身体障害者である職員の数がその身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

(採用状況の通報等)

第十二条 任命権者等は、政令で定めるところにより、前条の計画及びその実施状況を労働大臣(市町村の任命権者にあつては、都道府県知事。以下次項において同じ)に通報しなければならない。

2 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条の計画を作成した任命権者等に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

(一般雇用主の雇用義務)

第十三条 常時労働者を使用する事業所(国及び地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の機関を除く。以下同じ)の雇用主は、労働者の雇入れについては、常時使用する身体障害者である労働者の数が、常時使用する労働者の総数に、事業の種類に応じた労働省令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)以上であるように努めなければならない。

(身体障害者の雇入れに関する計画)

第十四条 公共職業安定所長は、身体障害者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合は、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する身体障害者である労働者の数が前条の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの雇用主に対して、身体障害者である労働者の数がその前条の規定により算定した数以上となるようにするため、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2 雇用主は、前項の規定により身体障害者の雇入れに関する計画を作成したときは、遅滞なく、これを公共職業安定所長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 公共職業安定所長は、身体障害者の雇入れに関する計画が著しく不適当であると認めるときは、当該雇用主に対してその変更を勧告することができる。

(重度障害者)

第十五条 任命権者等は、特定職種の職員の採用について、当該機関に勤務する重度障害者である当該職種の職員の数が、当該機関に勤務する当該職種の職員の総数に、職種の種類に応じた政令で定める重度障害者雇用率を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)未満である場合には、重度障害者である当該職種の職員の数がその重度

関に意見を述べることができる。

(組織)

第十八条 審議会は、二十人以内の委員をもつて組織する。

2 審議会には、委員のほか、専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、議決に加わることができない。

(委員及び専門委員)

第十九条 委員は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者、身体障害者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、専門の事項に關し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された委員が会長の職務を代理する。

(庶務)

第二十一条 審議会の庶務は、労働省職業安定局において処理する。

(労働省令への委任)

第二十二条 この章に規定するもの

のほか、審議会の運営に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 雑則

(政府の義務等)

第二十三条 政府は、身体障害者の雇用の促進について、事業主その他国民一般の理解をたかめるため必要な措置を講ずるものとする。

2 労働大臣は、身体障害者に適当な職業、作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業安定に關し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(連絡及び協力)

第二十四条 公共職業安定所及び社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に關する事務所その他の身体障害者に対する援護の機関は、身体障害者の雇用の促進を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第四条第三十八号の次に次の一号を加える。
三十八の二 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第

号)に基づいて、身体障害者の雇入れに關する計画の作成を命ずること。
第十条第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 身体障害者の採用又は雇入れに關する計画に關すること。

第十条第一項第八号中「及び炭鉱職業者臨時措置法」を「炭鉱職業者臨時措置法及び身体障害者雇用促進法」に改める。

第十三条第一項の表中

地方職業安定審議会

都道府県知事の諮問
業安定法の施行に關

に応じ、公共職業安定所の業務その他職する重要事項を調査審議すること。

地方職業安定審議会

を
身体障害者雇用審議会

都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。
労働大臣の諮問に応じ、身体障害者の雇用の促進に關する重要事項を調査審議すること。

第十八条第一項中「及び緊急失業対策法(これに基づく命令を含む。)」を「緊急失業対策法(これに基づく命令を含む。)」及び身体障害者雇用促進法(これに基づく命令を含む。)」に改める。

別表 身体上の欠陥の範囲

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
イ 両眼の視力(万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力によつて測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ〇・一以下のもの
ロ 一眼の視力が〇・〇七以下のもの
ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
イ 両耳の聴力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの
ロ 一耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
ハ 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
ニ 平衡機能の著しい障害
三 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で永続するもの
四 次に掲げる肢体不自由
イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
ロ 一上肢のおや指を指骨関節以上で欠くもの、ひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨関節以上で欠くもの又は一上肢のひとさし指を指中手骨関節で欠くもの
ハ 一下肢の第一指を指中足骨関節で欠くもの
ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
ホ 一下肢のすべての指の機能を喪失したもの
五 前各号に掲げるもののほか、就職

昭和三十五年二月二十四日印刷

昭和三十五年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局